

装装制第11550号
30.8.24

一部改正 装装制第4984号
令和2年3月31日

一部改正 装プ事第5352号
令和6年3月27日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

物品増減及び現在額報告について（通知）

標記については、物品管理法（昭和31年法律第113号）及び同法の関連規則に基づき実施しているところであるが、一層その統一の実施を期すため、下記により実施されたく通知する。なお、装調第4098号（55.8.25）は廃止する。

記

1 物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）第43条第1項に基づき定める防衛省所管防衛用品の分類に属する装備訓練に必要な機械及び器具（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車及び小型自動車を除く。）に係る物品増減及び現在額報告書の作成について次によるものとする。

（1）計上対象品目

計上対象品目は、装備品等類別実施細則について（防管装第2463号。18.3.27）に定める分類区分表のうち、別表に示す品目を基準とする。

（2）計上対象価格

計上対象価格は、計上する個々の物品の取得価格が300万円以上の物品とする。なお、取得価格が明らかではない場合は見積価格とする。

- 2 各自衛隊で保有する共通の装備品等については、各自衛隊間で情報共有を実施するものとする。
- 3 対象品目の計上に関し、不明な点が生じた場合は、防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官から別途指示する。

配布区分：防衛装備庁長官官房会計官

計上対象品目表

大分類	小分類	大分類	小分類
10	全品目	49	全品目
12	全品目	51	全品目
13	1385、1386、1398	52	全品目
14	1410（訓練弾）、1425、1430、1440、1450	54	全品目
15	1540、1550、1555（標的を除く。）	55	5520
16	全品目	56	5670、5680
17	全品目	58	全品目
19	1940	59	全品目
20	全品目	60	6030、6060、6080
22	全品目	61	6105～6160 (6135、6145を除く。)
23	全品目	62	6210～6260（6240を除く。)
24	全品目	63	全品目
28	全品目	65	6515～6540
29	全品目	66	全品目
30	全品目	67	6710～6780 (6750、6770を除く。)
31	全品目	69	全品目
32	全品目	70	7010～7050（7045を除く。)
34	全品目	71	全品目
35	全品目	72	全品目
36	全品目	73	全品目
37	全品目	74	全品目
38	全品目	77	7710、7730
39	全品目	78	全品目
41	全品目	79	7910
42	全品目	81	8110、8120、8125、8140、8145、8150
43	全品目	83	8340
44	全品目	84	8415、8460、8465、8470、8475
45	全品目	99	9905、9925、9930、9999
46	全品目		

※ 装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号）第3条で示す品目識別等の使用をしていない装備品については、装備品等類別実施細則について定める分類区分表の分類名称欄及び摘要欄等の記載内容を踏まえ、上記の計上対象品目に該当するかどうか確認を行い、該当する場合は物品増減及び現在額報告書に計上するものとする。なお、装備品等類別実施細則についてが改正された場合は、別表についても見直すものとする。